

淀川水系流域委員会 第38回琵琶湖部会 議事録（確定版）

この議事録は発言者全員に確認の手続きを行った上で確定版としていますが、以下の方
につきましてはご本人未確認の文章となっております（詳しくは最終頁をご覧ください）。

江頭委員

寺川委員

谷内委員

日 時	平成19年 1月 5日（金）
	午後 3時 3分 開会
	午後 5時 4分 閉会
場 所	コラボしが21 3階 大会議室

〔午後 3時 3分 開会〕

庶務（日本能率協会総研 近藤）

それでは、定刻となりましたので、これより淀川水系流域委員会第38回琵琶湖部会を開催いたします。

本日の出席委員でございますが、部会委員の定数が一応7名ということになっておりまして、現在7名の委員の方がご出席されております。定足数には達しております。なお、2名の委員の方がおくれて出席というご連絡をいただいておりますので、一応9名で会議を開かせていただきたいというふうに思っております。

司会進行は委員会庶務の近藤でございます。よろしくお願いいたします。

審議に入ります前に配布資料の確認及び発言にあたってのお願いをさせていただきたいと思えます。資料につきましては「議事次第」の次のペーパーですね。袋に入っています資料を取り出していただきますと「発言にあたってのお願い」の青いペーパーがありまして、3ページ目に「配布資料リスト」がございます。

資料につきましては、報告資料1から6、それから審議資料1 - 1、1 - 2、1 - 3、その他資料、参考資料、全部で11点ございますのでご確認いただければと思います。なお、参考資料1「委員および一般からのご意見」につきましては12月7日開催の第54回委員会以降に寄せられた意見を整理しております。

続きましては発言にあたってのお願いでございますが、速記をとっている関係で発言をいただく際は「発言にあたってのお願い」をご一読いただき、必ずマイクを通し、お名前をご発声してから発言いただきますようお願いいたします。一般傍聴の方にも後ほど発言時間を設けておりますので、審議中の発言はご遠慮いただきますようお願いいたします。携帯電話につきましては、電源を切るかマナーモードの設定をお願いいたします。

それでは、中村部会長、よろしくお願いいたします。

中村部会長

皆さん、明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願いいたします。

年明け早々まだなかなか仕事をする気分になりにくい状況なんですけれども、大勢の方にお集まりいただきましてありがとうございました。第38回の琵琶湖部会ということでございますが、ここ1年ほど、整備シートの作業の報告等以来、琵琶湖部会の会合が中断しているような形で、まことに申しわけないと思っております。ただ、並行して委員の方々に利水・水需要の問題、意見聴取反映の問題、それから水位の問題について、琵琶湖部会に非常に密接に関連する議事・とりまとめに

ついてご努力いただき、一定の進捗が図られているということでございますので、きょうはそういうことを確認すると。琵琶湖部会として再確認するというのが1つの目的でございます。特に水位操作のワーキンググループの現状・課題というようなことも含めて議事を進めていきたいというふうにまず思っております。

もう1つは、今回が部会としては最後で、委員会の審議を踏まえて1月末に本委員会が今の形では終了ということになるわけですが、引き継ぎとしてどういうことを各部会で地域部会として引き継ぎ事項の中に反映していただくかということがございます。それも細かい引き継ぎというのは個々の意見書等、報告書の中に出てくるわけですので、「大きな引き継ぎ事項については大体こういうことですよ」ということが確認できるということがもう1つの目的になるかと思えます。

それで、委員会としては、琵琶湖部会を含め、各地域部会の引き継ぎを一本化して次のレビューの委員会あるいは新しい委員会に引き継いでいくということが確認されているといいますが、そういう方向で進んでいますので、琵琶湖部会としての引き継ぎ事項という形で単独の報告書をまとめるということはないと。ただ、そこに反映される事項として大きな話は本日確認したいというふうに考えております。

それでは、この議事次第に従いまして、まず事務局の方から報告事項ということでお願いします。

傍聴者（酒井）

部会長、ちょっと議事進行について発言を求めます。

中村部会長

お待ちいただけませんか。

傍聴者（酒井）

今の部会長のお話の議事の進め方、内容も含めて、それを是とするということにはなりません。審議を進めるということならんという立場で、ちょっと異例ではありますが、傍聴席からお願いの発言をさせていただきたい。

中村部会長

ちょっと待っていただけますか。

傍聴者（酒井）

はい。

中村部会長

今の件ですが、私としては後ほど傍聴者からの意見聴取の中でいただきたいと思うんですけど、委員の方、どうでしょうか。そういうことでよろしいでしょうか。

では、お待ちいただくということをお願いしたいと思います。

傍聴者（酒井）

いや、十分な審議が全然進められないと思います。委員の方も発言がしにくい。今日までいろいろな流れがあって、それを受けての議論を整理をしないと委員の方も本質にせまる発言できないし、審議がおざなりになると思います。

傍聴者（藪田）

議事進行してください。

中村部会長

はい。では、議事進行させていただきます。済みません。まず事務局の方からお願いします。

〔報告〕

3) 第 6 回水位操作WG 検討会(2006.12.8)結果報告

5) 第 7 回水位操作WG 検討会(2006.12.19)結果報告

庶務（日本能率協会総研 近藤）

「議事次第」、2の「報告」ということで庶務の方から沿ってご報告させていただきます。部会長の方から今水位操作のお話が出されましたので、きょう通常3時間とるところを2時間ということで時間の制約もございますので、報告資料3と報告資料5の水位操作ワーキングの検討会についての報告のみさせていただきたいと思います。次第の次に報告資料1、2、3とございますので、報告資料3をごらんいただければと思います。

第6回水位操作ワーキング検討会、12月8日の金曜日にコラボしがで行われております。ここでは、まず河川管理者の方から資料説明が行われた後、「水位操作WG論点1207」という資料に基づきまして審議が行われております。この日の審議につきましては常時満水位と制限水位という2つのキーワードが出されておまして、まず常時満水位につきましてはBSL+0.1mで運用しても操作規則に抵触しないかというご質問が委員から出されています。これに対しまして、「BSL+0.1mに上昇したら全開放流で下げることとなるが、試行操作の結果では、そのような操作はすべきではないだろうと思っている。」というコメントがありました。

次でございますが、第一期河水統制事業におきましてBSL+0.3mという位置づけがされておりますけれども、今もBSL+0.3mには合理的な意味があるのかというご質問がございました。これにつきましては、当時どう考えたかの記録が残ってないので答えられないが、残っているデータから判断すれば平均的な高めの水位がBSL+0.3mなのでこれを引き継いだのではないかというコメントがございました。

それから4つ目のパラグラフでございますが、夏期制限水位を±0 mにした場合のデータが不十分なので違ったパターンで試行してみてもどうかという意見が出されております。魚類の遺伝的な特性がどこまで損なわれているかを調査するため、冬期に水位変動の試行ができないかというご意見が出されております。これに対しましては、「平成16年のように水位が上がったのはよいが、下げるタイミングを失ってどんどん上がってしまうことが懸念される。」というご返答がございました。

5つ目でございますが、制限水位を±0 cmにした場合、浸水深が被害額にどのような影響を及ぼすのか、どこまで受忍できるかを検討してみる必要があるのではないかとご意見が出されております。

次の2ページ目でございますが、2ページ目は制限水位というキーワードで審議が行われております。

2つ目のパラグラフでございますが、「制限水位をあげるためには増大する治水リスクへの対応が必要になる」というご意見。インドのコンスタンツ湖は100年計画で幅広い浸水域を確保しようとしていると。「長期的に浸水域を確保することが整備計画でできるかどうか。琵琶湖でどう考えていくか。」というご意見が出されております。

それから、「制限水位をあげるために必要な治水リスク対策は、治水の根本的な考え方を変えないとどうしようもない。」という意見。

それから、全閉操作を容認するのは滋賀県にとって当然だけれども、下流が危険かどうかの判断が進歩しているので全閉操作の回数はより少なくなるかもしれないというご意見が出されております。

続きまして、報告資料5をごらんいただければと思います。

12月19日に第7回の水位操作ワーキング検討会が行われております。ここでは大きく3つの審議がなされていまして、水位操作の試行と評価について洗堰の操作規則という点、それから治水・利水・利用について、制限水位という形で審議が行われております。

洗堰の操作規則につきましては、「運用データをもとにした再検討はあり得るのではないか。」、「自然の湖沼だというのであれば、規則で縛るべきではない。」という意見。「操作規則を変える余地があるのか。」と。「操作規則の改定」、平成4年の段階では河川法改正を想定していなかったのではないかと。「制限水位は決して不可侵ではない。ただ、制限水位BSL - 0.2mをあげる問題については、どの程度説得性のある論理を言えるかによる。」という意見が出されております。

治水につきましては、「浸水想定区域図を公表しているという点が指摘されていない。」という

意見がありました。

利水管理につきましては、「水位と貝類の死亡率の関係」、「BSL - 1.0mを下回ると一気に死亡率が高まる。」というご意見がありました。

利用につきましては、「高水位によるヨシ刈りへの影響についても追加したい。」という意見がございました。

2ページ目でございますが、制限水位につきましては、洗堰の改修だけで制限水位を5cm上げることは可能なのかというご質問が出されまして、「現状の流下能力では無理だが、技術論的には可能だろう。ただ、どのような事業で行うのか、すぐに可能なのかという点については、今は答えられない。」というご返答でございます。

それから、「制限水位の変更は環境、利水、治水が譲り合わないと結論が出ない。」と。全閉操作を避ける具体的な提案を委員会としてどう扱うのか、委員会の役割を書いておくべきだと。それから、「常時満水位 + 0.3mを ± 0 cmで運用して、浸水が起きそうなどときには下げるという操作は可能なのか。」というご質問に対しまして、「BSL + 5 cmが最低ラインだ」というご返答がございました。

以上でございます。

中村部会長

はい、ありがとうございました。

事務局からのご報告で読み間違いが2カ所あったんですけど、1つは「インド」ではなくて「ドイツ」のコンスタンツ湖ですよ。ここに書いてあるとおりなんですけれども。それからもう一つは「滋賀県にとって全閉操作を容認できないのは当然」ですね。ちょっと間違えましたのでご了承くださいと思います。

次に、水位操作のワーキングでの議論と琵琶湖部会での関連する事項というのは、今報告にありましたように、非常に密接に影響してしまうといえますが、関連してしますので、12月19日のワーキング検討会以降の状況について、水位操作ワーキングの西野リーダーからその後の状況、それから現状について若干補足的にご報告いただけますでしょうか。よろしくお願いします。

西野委員

西野です。12月19日にワーキングを開きまして、その後ワーキングメンバーに意見聴取を行いました。12月26日締め切りだったのですが、かなり大幅に変えたらどうかという中村部会長のご意見がございまして、昨日修正案をいただきました。そこでは今までは環境・治水・利水という順番になっていたのですが、それを治水・利水・環境という順番にひっくり返して、現在その改定

作業を進めている途中ですが、きょうとりあえず中村部会長案を水位操作ワーキングの皆様へ配付してもう一度コメントをいただきたいと思っております。それを次回9日の作業部会でさらに検討するというふうに考えております。

以上です。

中村部会長

はい、ありがとうございました。

ということで、特に水位に関連する具体的な課題ですね。全閉操作の問題も含めて、きょう中身に踏み込んだ議論をするというよりも、むしろ水位操作、さらに委員会という流れの中で整理をしていくということになるかと思えます。先ほどの事務局の報告にありました12月19日の結果報告の中で課題として残されているものについては現在進行中で、議論が進んで、その報告書といいますが、意見書の形にまとまるかどうかということをやっていくということで、次の水位操作ワーキングの作業検討会が9日になりますので、9日あるいは11日の委員会という流れの中でその辺の問題がさらに深く検討されるというふうにご理解いただきたいと思えます。

あと、意見聴取反映、それから利水・水需要というものも非常に琵琶湖部会の議論に関連するのですが、いずれもそれぞれのワーキングの中での議論が相当委員の中で精査されているという状況ですので、この段階では報告事項から幾つか省かせていただくということにしようと思えます。

以上、報告事項でございますけど、委員の方から今現在の状況について、あるいはきょうの作業といいますが、審議を含めた会の進め方についてご意見があればよろしくお願ひします。

〔審議〕

1) 琵琶湖部会における次期委員会へ引き継ぐ課題の整理

中村部会長

では、引き継ぎ審議の方に入らせていただこうと思えます。

審議事項はもう1点に集約されるわけですが、**「琵琶湖部会における次期委員会へ引き継ぐ課題の整理」**ということになってございます。

これは各部会で、次は8日ですかね、やっていくわけですが、琵琶湖部会としては、何らかのたたき台といいますが、素材を準備した上で、それに沿ってある程度確認していくということが必要かなということで作成しましたものが審議資料1 - 2でございます。

それで、審議資料1 - 1というのが2005年1月に前回委員会から新規の委員会に引き継ぐときに**「基礎案の課題についての意見書」**ということにとりまとめたものでございます。これは実は同じ2005年1月に**「琵琶湖水位操作についての意見書」**というものとペアになって出されたものなんで

すが、その後、この基礎案の課題から河川整備計画原案に至る過程で、河川管理者側からの原案というのがまだできておりませんので、基礎案の課題で原案の作成にかかる分というのはそのまま課題として残っているということですが、整備シートの検討だとか先ほどの各ワーキンググループでの議論がありまして一定進んだものもありますということで審議資料1 - 2の、3つの欄がございますけれども、一番右側の「進捗状況（たたき台）」という部分がそれに相当するところでございます。

まず、ここを確認の意味で副部会長の谷内委員から項目とこの進捗状況の部分だけをざっと紹介していただこうと。それで、委員の方はこの真ん中の「課題（2005年1月時点）」というところを見ながら紹介をお聞きいただければというふうに思います。

では、谷内委員、よろしくお願いします。

谷内委員

谷内です。それでは、その審議資料1 - 2の表を見ていただいて、左側に「課題」と書いてありますが、それが現状ではどういうふうになっているかと。たたき台ですけど、そちらの方を説明させていただきます。1項目ずつゆっくりとご説明しますので、適宜左の「課題」の方を見比べながらお読みください。

まず1番目、「自然環境・生態系の『保全・整備』について」ですが、「河川管理者は整備計画を立案するに当たり、新河川法で、『治水、利水と並んで新たに計画の目的と位置づけられた「環境」の範囲を、『施設整備事業の対象となる環境』に限定しているため、自然生態系にもたらされる長期的、非可逆的なマイナスの影響の可能性に対しどの様に取り組むのか依然明確でない。また、今後、30年程度の『河川整備事業』という枠組みを超える新しい社会システムの構築にどのように取り組むのかという視点が依然として希薄である。」と。これが1つ目です。

次は「予測水需要の検討と提示」に関してです。まず1つ、「淀川水系の水需要の精査確認は、水利権の更新時に行うとして、その一部が公表されており、委員会は意見書『水需要管理に向けて』の中で、水利権許可水量と実際の取水量に乖離が生じている場合には、乖離の原因を分析し、水利権更新時に水利権の見直し・変更を実施することも重要であると意見を述べた。」。もう一つの方ですが、「将来の水需要の下方修正と工業用水からの転用を実施することにより撤退する水利権者の法的な責務等については進展していない。」。

2ページの方に進みます。次は「連携に対する姿勢」です。2つの項目がありますが、まずは「琵琶湖集水域における直轄事業とそれ以外の事業との関係」についてです。進捗状況としましては「進行中とされているが、具体的な内容に関する詳細な報告はされていない。」。

2つ目です。「さまざまな事業の琵琶湖への総合的な影響についての連携した取り組みによる解明」。進捗状況の方は「今期は進展なし」となっております。

次に「ダムについて」です。これは全部で6つの項目がありますが、順番に課題と進捗状況をご説明していきます。

まず1つ目、「環境振り替え」についてですが、「河川管理者は、05年7月の『方針』で、高時川・姉川の洪水調節、琵琶湖周辺の洪水防御および下流淀川の洪水調節、という治水目的に特化して、丹生ダム事業を『実施する』との方針を発表したが、異常渇水時に緊急水を確保することについては必要性は認められるものの、河川管理者が主張する必要量については論理的根拠が明確でない。またダム建設の琵琶湖への長期的、非可逆的かつ重大なマイナスの影響の可能性についても解決していない。」。

次、「利水権者の撤退」について。「事業中のダムからの利水者の撤退意向は相次いで明らかにされたが、これらに対して河川管理者は、丹生ダム事業を『実施する』との方針を発表し具体的な検討を行った。また、水需要管理の施策の一つである水利調整の項目をあげて取り組みの姿勢を明確にした。一方で、近年の水源施設の実力低下を政策的シミュレーションによって強調し、ダム開発の推進にも意欲を示している。さらに、利水者の希望している工業用水から上水道への用途間転用等の水利調整の具体化には触れていない。」。

次、「社会的チャレンジ」に関しては「今期は進展なし」。「他機関が所管するダム」についても「今期は進展なし」です。

次、4ページに行きます。「河川対応、流域対応の重要性」に関してです。「河川管理者は、05年7月の『方針』で、高時川・姉川の洪水調節、琵琶湖周辺の洪水防御および下流淀川の洪水調節、という治水目的に特化して、丹生ダム事業を『実施する』との方針を発表したが、委員会は破堤による被害の回避、とくに堤防強化と流域対応を最重要課題とする詳細な検討が必要とした。」。

次、「ダムに頼らない治水、地域の持続的発展」に関してです。「河川管理者は、05年7月の『方針』で、高時川・姉川の洪水調節、琵琶湖周辺の洪水防御および下流淀川の洪水調節、という治水目的に特化して、丹生ダム事業を『実施する』との方針を発表したが、ダムに頼らない治水、ダムに頼らない地域の持続的発展の実現可能性について幅広く検討・議論するための場については触れられていない。」。

では、次の項目、「河川の水量と河川形状について」です。状況としては「河川管理者は、基礎案に係る事業の具体的な整備内容シートで、調査検討を実施している。」。

次に、5ページの方ですが、「河川・琵琶湖の環境の保全・回復について」。これは5つの項目があります。順番に言っていきます。

まず「統合的管理システム」。進捗状況としては「今期は進展なし」。

「水質保全対策」。「琵琶湖・淀川流域水質管理協議会（仮称）の設立に向けて準備会を設けて検討がなされている。」。

次に「琵琶湖北湖への影響調査」。「琵琶湖北湖の底層水質及び湖棚の有機堆積物の状況を把握するため『循環により深層部に供給されたD O量』と『丹生ダムによる琵琶湖湖底の泥質化への影響』の二つの課題について調査・検討が実施され、その報告があった。」。

次に「外来種対策について」です。「河川管理者は、基礎案に係る事業の具体的な整備内容シートで、コイ科魚類捕食者の食性調査としてフナ類産着卵・仔魚を捕食する生物を抽出し、その捕食圧を把握する調査を実施している。また、侵略的外来魚駆除の検討としては、実験施設においてブルーギル、オオクチバスの忌避・選好に関する実験が実施されている。今後の見通しとして、実験施設での実験の成果を基にフィールドでの効果を検証するとされている。」。

最後に「連携と協働」についてです。進捗状況としましては「各部会関連の課題の多くが淀川水系全域の共通課題でもあることから、意見聴取反映ワーキングなどで部会共通課題の一環として検討を進めたが、部会特有の課題に対して十分な検討をするには至っていない。」。

以上です。

中村部会長

「基礎案の課題についての意見書」のその後の進捗状況についてのたたき台でございますが、これに対して委員の方から「たたき台に含まれていないが、新しい課題があるのではないか」ということをご指摘をいただいております。それが審議資料1 - 3でございます。A4一枚なんですけれども、ここに荻野委員と三田村委員から今谷内副部会長からご紹介された以外のところ、あるいは「関連するけども、もう少し別の視点から、こういうところが課題になっているのではないか」ということをご紹介がありましたので、利水のところは、荻野委員、ちょっと簡単にご紹介いただけますでしょうか。

荻野委員

ただいま部会長が言われたような観点で書いたわけではございませんのですが、引き継ぎ課題ということをご想定いたしまして項目だけを簡単に挙げさせていただいているのです。これは特に水位操作管理の問題で議論をされた内容でございます。

5点挙げておりますが、「現在の琵琶湖の利水補給量の実態把握」というふうに今1つ書いてお

りますが、琵琶湖からの利水補給量をはっきりと把握されているという実感が無いということです。ダムフォローアップを今やっておりますが、フォローアップの中で利水補給についての項目がございます。同じような観点から琵琶湖の利水補給としての機能を把握するのが前提ではないかなということ。

2番目が「夏期制限水位の利水の観点からの見直し」ということになっていますが、長期の水位低下問題です。-20cmあるいは-30cmからの渇水時の水位低下問題を軽減するための施策、考え方などがまだ十分検討し切れていないということです。

それから、3番目の「渇水シミュレーションの再検討」ということですが、これは何度も委員会で出されている政策的渇水シミュレーションについてですが、これも再検討の要があるのではないかと。

4番目の「異常渇水時の緊急水の補給問題および丹生ダムにおける異常渇水対策問題」です。これは先ほどの谷内副部長からの説明の中にも出ている問題です。「異常渇水」と操作規則の中の「非常渇水」という言葉の違いがどういうふうに具体的に琵琶湖の水位問題に影響を及ぼしているかということ、丹生ダムの建設という目的の中に挙げられている一つの問題を取り上げているところでございます。

5番目、「環境・治水・利水の総合的な観点からの水位操作管理の点検」。これは全部まとめて夏期制限水位、あるいは平成4年からこちらの水位操作管理の経験がどのように活かされてくるかということをもう一度きちんと点検、再検討する必要があるのではないかとということです。

まとめておりませんが、琵琶湖部会として利水の観点から見るとこのような課題が挙げられるのではないかとということで挙げさせていただいたものでございます。以上です。

中村部会長

今のご説明で、この5つの項目も含めて引き継ぎ事項の中に、具体的にどういう形で上がるかは別として、こういうものが依然として課題として残っているということでご紹介がございました。

次に、「その他」のところ三田村委員が3項目、きょうお見えでないので私の方からご紹介しようと思うんですけど、もう少し広い視点から部会として反省点といいますか、課題として残っている部分があるのではないかとということで、これも次の委員の間の議論の参考にとということでご紹介させていただきます。

「琵琶湖部会は琵琶湖そのものだけでなく、琵琶湖を水系（琵琶湖水系・琵琶湖流域）として（面として）も議論すべきであった。」と。これは琵琶湖を滋賀県の管轄する集水域の河川やダム、あるいは土地利用というようなことも含めて議論しなければいけないということで、提言の初期の

段階からこれは非常に重視してきたわけで、先ほどの連携という部分でもこの問題が指摘されているわけですが、河川整備事業、直轄の河川整備事業ということで特に直轄のダムあるいは野洲川等の直轄の河川に絞られていたことに対する反省で、これは多分次期の委員会でも河川整備事業から流域管理ということに展開するときに非常に重要な視点だというふうに思われるわけです。

それから2つ目は、これも非常に大きな話なんですけど、「琵琶湖はだれのものか。」と。「琵琶湖をかけがえのない湖として議論する視点が弱かった。」と。これは提言で非常に大きな存在である琵琶湖についてさまざまな記述をしているわけですが、殊河川整備計画ということになりますとそれぞれの事業主体ということで議論が展開するというので、将来の世代にわたってこの大きな自然のシステムを引き継ぐという視点に若干欠けてしまっているのではないかと。ぜひこれは初心に返って議論をするべきではないかということではないかと思うんですが、これはなかなか抽象的な議論になりますので、具体的な整備計画というようなことになると、これを頭に置いて具体的な整備事業の話をするということになるかと思えます。そういう意味で、水位操作のワーキングでも同じようなことが言えるわけですが、こういう視点をどこまで具体的な整備事業に反映していけるかということがあろうかと。

3つ目が「琵琶湖水系の管理者は、国土交通省以上に滋賀県の役割が大きい。国、県（さらに地方自治体）の枠を超えた連携が必要だとしていたが、委員会の力強さが欠けていた。」ということが指摘されております。これも反省点ではあるのですが、もう一方で、国土交通省が河川管理者として情報提供し、案をつくっていく過程での委員会の役割ということが限定されていたということが一つこの問題にかかわる部分ではないかなと。滋賀県が今進めている検討なり計画なりを国土交通省を通してどういうふうに委員会にかかわりを持たせていくのかということは国土交通省としてもぜひ考えていただきたいと、そういう趣旨のご意見だったというふうに思われます。

以上が部会・事務局サイドで準備した議論の枠組みなんですけど、次の三、四十分はもう自由にここに挙げられてきたこと、あるいはこれ以外のことも含めまして、琵琶湖部会の現状の論点といたしますか、そういうことでご意見をいただきたいというふうに思います。

まずはちょっとここで、今までご紹介したものの中で若干色合いが薄かったといたしますか、その「基礎案の課題」の2005年1月の段階以降にさまざまな治水・ダムをめぐる議論がありましたので、そういうところを含めまして琵琶湖部会として委員会の方に提示していく論点ということでご意見をいただければというふうに思います。まあ、その辺は限りませんので、委員の方から何かお気づきのことがあったらご意見をいただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

はい、寺川委員、よろしく申し上げます。

寺川委員

次期委員会に引き継ぐ課題の整理ということなんですけど、もう一つ、いろいろ説明もいただいたんですけど、もう少し大きな枠としてどういう項目を整理して引き継ぐか、文書化するかとかです。そのあたりがちょっと漠然としているのですけれども。しばらく琵琶湖部会をやってこなかったということもあって、そのあたりは皆さんどうなのでしょうね。

中村部会長

これはぜひきょうご議論いただきたいのですけれども、寺川委員の方から、ここがポイントでぜひこれが引き継がれていかないといけないということがありましたら、まず切り出していただければというふうに思うのですけれども。

寺川委員

寺川です。先ほど出ていました水位操作の問題ですね、これは非常に、部会としても大きな課題だと思っていますし、また関連するダムとしては丹生ダムが大きな課題かなと思っています。

それから、先ほど住民意見の聴取反映についても、全体を通じた項目なんですけれども、特に琵琶湖部会の場合は琵琶湖の管理者が滋賀県であるということから、そういったことも踏まえた整理が必要ではないかなというあたりは、今ちょっと感じたところでは挙げられるかと思うんですが。

中村部会長

今の話で、1つは水位WGの結論部分といいますか、これから9日、11日とやっていくわけですが、でもまさに同じ問題があるわけですね。委員会としてどういう方向であるべきかということをしかり主張するということなんです。このあたりの、現在における状況で西野委員の方から何か水位WGの取りまとめの方向として出てきそうな課題がございますでしょうか。

西野委員

西野です。これまでのWGでは主に論点の整理が中心で、最終的に提言をどうするかというところまでまだ行ってなくて、それを9日に話したいというふうに思っているのですけれども、実際やってみますと水位操作WGで扱うにはかなりテーマが大き過ぎて、むしろ琵琶湖部会の全員の皆さんにも入っていただいたらよかったのかなというのが反省点です。やはり、これだけの大きな問題を8名ぐらいの委員で議論するというのはかなり限界があったという感じがします。

ただ、それでもいろいろ皆さんにご協力いただいてある程度はまとまってはきているのですけれども、まだ最終的にどこまで提言として出せるかということまでは至っていないのが現状です。

中村部会長

これは、これからの作業の進め方に非常に関係すると思うんですよね。水位WGは9日がかなり

山になるだろうと。その中で、水位操作についてこういうことができるはずではないかと、あるいはこういうことをした場合にこういう問題が課題として残るのでそれに対してはこういう検討をしてほしいということが出てくるのが非常に望ましいということなのですが、今準備中だと。

住民の意見聴取反映ということに関しては、一応、一般論としてもさまざまなことが書いてあるのですけれども、それをどこまでこの地域限定して次の引き継ぎ事項の中に書いていくかということが課題になると思うのですけれども、そこは、私はなかなか難しいのかなという気はするのですが。

委員の方の方からのご意見を踏まえて作業の進め方、特に今、西野委員が言われたように、水位WGと琵琶湖部会との委員が合同で最後の結論部分の作業をしていくというのは一つの方法かなとは思っているのですが。時間が若干ありますので。特に、治水の専門の方も交えて最後の方向性を明らかにしていくということの状況に今差しかかっているかなと。それぞれのWGの報告のドラフトの中にはいろんなところにいろんな形でちりばめてはいるのですけれども、そういう集約した形で方向を示すということまで今行っていない、その1歩、2歩手前ぐらいにいるということだと思いますけれども。

西野委員

特に琵琶湖の治水の課題につきましては、ほとんど議論ができなかったのが全閉ルールの問題なんです。そこまでとても、議論するところまで行かなかったというのが現状で、結構委員の方には治水の専門家の方がたくさんいらっしゃるのですが、余り治水については意見がいただけなかったのが非常に残念です。

中村部会長

この点、委員の方、こうしていったらいいのではないかとのご意見はございますでしょうか。特に水位WGの中で、例えば洪水期の制限水位を上昇すべきではないか、できるはずではないかというのが環境サイドから出ているのですが、それに対応するためには、流下能力を向上させるだとか、あるいは未利用水の節水の可能性だとか、あるいは全閉の問題やダムの問題をどうすべきかということがありますが、十分書き込めていないと。ダムWGでこれは議論をするということになるのでしょうか。このあたり、どうでしょうか。もしご意見、ご提案があればと思いますけど。よろしくお願いします。

今本委員長

今本です。この時期に及んでこういうことを言うのはちょっと無責任かもわかりませんが、今の議論を聞いていますと非常にむなしいわけですね。つまり、この委員会が今後どういうふう

なっていくのか、我々にはさっぱり見えていない。幾らいいことを言っても委員会がなくなってしまったら言い放しになりますし、その辺のところ非常に難しいなという感じを持って聞いていました。

いろいろな問題をこの委員会で検討するには、どれもこれも非常に荷の重過ぎるテーマだと私は思っています。ですから、方向性を示せるものがあればいいのですけれども、そうでないものについては、こういうことをさらに検討してほしいというような書き方でいいのではないかと思うんですけどね。

つまり、水位の問題にしる、ダムの問題にしる、もし次の委員会が設置されれば当然避けて通れないと思うんです。先ほどの谷内さんの報告の中で今期はほとんど進展がなかったと言われた水の統合管理という問題、これは、今、日本が世界的におくれている、徹底的におくれていると思うんです。

水の問題というのは国交省なり農水省なり、厚生労働省ですか、いろいろなところがここに自分のエリアでがちっと持っている、これでは水問題が解決できるはずがないわけですね。そこをもっと突っ込んで、時間がなかったものですからしょうがないのですけども、今後これをやるようにというようなことを遺言として残されたいかがですかね。

中村部会長

このあたりは、そうせざるを得ないといえますかそういうことになるのであろうと思うんですが、もう少し委員の方から引き継ぎの方針といえますか作業の進め方、最終的にどれぐらいのことをどういう形で取りまとめていけるのかということがあれば、これからの作業、約3週間程度あるのですけれども、その間の作業も含めてご意見をいただければと思いますけれども、どうでしょうか。はい、金盛委員。

金盛委員

金盛です。治水の件ですけど、治水の件は、これはこの流域委員会で、今の段階で議論することは難しいと思います。最初から私は申し上げておったのですけど、淀川の治水全体の方針が出てないんですね。琵琶湖流域の治水水準を幾程にするとか、あるいは淀川全体がそれを受けてどんな治水計画でいくかといった、霞ヶ関の基本方針が出ていないんです。

そうすると、それを受けた後の整備計画は当然まだ出ていないわけですから、全閉問題をどうするか狭窄部をどうするかといった、方針が出た後の、今度は時系列的にどう進んでいくかということが出ていない。そういう中で、ここだけで議論をしていくことはもともと無理があったと思います。ですから溯って最初から、もし霞ヶ関の方のものについても意見を言おうという姿勢があれ

ば、それはそういう方向で議論ができたと思いますけど。ただ、ここに至っては、そういう方向でまとめていくのはちょっと無理な課題だと思います。

中村部会長

治水のご専門の方がおられると思うのですが、この点に関してはどうでしょうか。

今本委員長

今の問題ですけど、ちょっと補足しますと、淀川というのは3つの支流、大きな支川で成り立っている、それぞれに狭窄部がある、この狭窄部を開削するというを前提にして工事实施計画というのができているわけです。ところが、これを開削しないということに方針を変更したら、下流の治水問題は根本的に変わらざるを得ないと。それに応じて、瀬田川の洗堰の操作も当然絡んでくるわけです。ですから、現在枚方に対して安全を保つという観点で見えていますけれども、これが木津川なり桂川の狭窄部を開かないということになりますと、枚方はかなり安全ということになるんですよ。ですから、瀬田川の洗堰側から見ますと残るネックは天ヶ瀬ダムです。天ヶ瀬ダムで非常に大きく支配されている、そういう状況にある。この状況を打破するというのをこの委員会に取り扱えるのかどうなのかということだと私は思っているんです。

こういう問題も、今後必ず基本的な問題としてずっと議論されていくことになると思いますので、私は、結論めいたことはこの委員会ではとても難しいなと、本当はこういう委員会が永続的にあって議論させてくれたらいいのになと思います。霞ヶ関のこれまでやってこられた方とこういう地方のところでの議論のどちらがいいのかと、あるいは切磋琢磨してやるというようなモデルになってほしかったのですが、残念ながらこの委員会はあと26日で休止になります。非常にその辺が残念です。今の問題とちょっと離れますけど、要するに本来基本の方針が決まってからいろいろと議論したいところを、本来のところが決まらないものですから、我々は全くの机上の空論をしているようなところがあるわけです。今の問題も、指摘するところまでしかできないのかなという気がしますが、ちょっともし追加して下さるのでしたら金盛委員どうぞ追加してください。

金盛委員

特に治水の問題については、国の方針で考えるということがまず大前提にあるんですね。環境とか河道の整備あたりの、たとえば河川公園の扱い方だとかいったものとはちょっと違うと思うんですね。地域で考えてそれで独立に成り立つことと、それから国の方が本来責任を持って示さんといかんところが違う。難解で流域委員会でそこまで及んでやるということはやっぱり無理があると思うんですね。及ばないところがあると思います。

中村委員長

江頭委員、よろしくお願いします。

江頭委員

江頭です。ここをこうすべきとかああすべきという議論というのは非常にしにくい状況にあるのですけれども、例えば狭窄部を開削しないとすれば環境の問題と治水の問題をどういうふうに折り合いをつけていくかというそういう問題だと思っただけです。それはもうこの委員会ではほぼ結論は出ているんですよ。だから、そこら辺の話は書いていいのではないのでしょうか。こういう範囲で、何というか適当な解を見出すというような、そういうことだと思っただけです。

中村部会長

今、そのところをもう少し具体的に言っていただければ。

江頭委員

例えば、開削しないとして琵琶湖の水位を、生態系に一番、一番といいますか、一番ではないけれども - 20cmをBSL0にしたときにどんな問題があるかという、そういうことだと思っただけです。それは河川管理者も検討していますし、それに対してどういうことが起こるかということ調べた上で結論が出る問題ではないんですか。だから、ほとんど答えは出ているんですよ、現状では。

中村部会長

シミュレーションで計算されていますよね。

江頭委員

ええ。

中村部会長

大体どの程度の治水リスクがあるということが、環境に配慮した、例えばコイ科魚類の生息環境の確保ということと、あるいは利水についての下流のプラスの面がありますよね、それとがトレード関係にあるということまではわかっていますけれども、そのトレードオフのどこに解を見出すべきかというところはまだこの中でも議論できていませんよね。

江頭委員

それは。

中村部会長

しないということですね。

江頭委員

しないでいいのではないのでしょうか。ただ、こういうことで検討しなかったということは提言として言えるということだと思っんですけどね。

中村部会長

西野委員、その辺が水位WGの最後の取りまとめの一番重要なポイントで、そこに差しかかっているわけですが、そのあたりでちょっと何かご意見をいただければと思うんですが。

西野委員

前、2005年1月に出した水位の意見書ではBSL ± 0に上げるべきだという意見だったわけですが、実際には瀬田川洗堰操作規則があってそれは変えられないというのが河川管理者の立場なわけですね。それは今まで2年議論してきたわけですが、その溝はほとんど埋まっていない。回答として出てくるのは、もし上げたときに治水リスクが増大しないような設備がなされるのであればそれについては変えられるという話で、そこからは1歩も出ていないわけですね。

では、その間をどう埋めるかといったときに、例えば利水でもう少し上げるとか。実際、例えば現在試行をやっているわけですが、その試行でどこまでわかったかということと、現在試行をやっているわけですが、6月15日以降 - 20にすると。しかし、- 15までは上げていいという話、まあ何とか安全だという話があるわけですね。それに丹生ダムをつくれればさらに7cm上がる。その7cmのうちの2cmは瀬田川の掘削であとの2cmはダムの部分を琵琶湖でためるということで7cm上げられるというような話。それは治水側の論議なんですね。だけど、環境、例えば生物から見れば、何cm、1cmや2cmの話ではなかなか難しいということです。0ではだめだと。- 何cmだったらいいいのかということころは、やっていないからわからないということになるんですね。

江頭委員

多分、今のところそれが1つの答えだと思うんですね。例えばそれにもう1つの可能性としては、金盛委員も前に出されたと思うんですが、利水部会の提言書の中で案として出された意見として、これにいわゆる気象予測の問題を組み込めばもう少し水位を上げることができる可能性があるという意見もあるわけですね。ですから、そのとおり河川管理者ができるかどうかというのは別問題として、努力目標として、委員会はそういう提案をしていいのではないかというふうに思いますけど。

西野委員

ですから、気象予測につきましても、確実にこうだと言うことはできないというのが現在の予測のレベルなわけです。ただ、いろいろ議論している中で、先ほどお話ししましたように、例えば制

限水位を - 20から - 15に上げる、5 cmぐらい上げるのは何とかなるみたいだと。そのほかにもいろいろ、先ほどの瀬田川の掘削の問題、もちろんそれは別途費用が要るわけですね。その費用をだれが負担するかという問題を別にして、そういう瀬田川の疎通能力を上げればさらに5 cm上げられるという形で、組み合わせていくともう少し上がってくる可能性というのはあると思うんです。それは委員会としてこういう幾つかの選択肢を示して、できるだけ上げる方向でというようなことはもちろん言えると思うんですけど。

ただ、環境、生物側から言うと、今まで経験的に± 0 cmのところでもそこそこいろんな生物の繁殖が可能であったからそこまで戻したらどうかということを行っているわけですが、そこと、例えば - 10cmにしたらどうかとかいうところは、何が妥当かというのはやってみないとわからない。だけど、一遍に± 0が無理だとするならば、試行的に夏期制限水位を - 10ぐらいに上げてみてやってみるというのは一つのやり方だと思うんですね。そういうことを組み合わせていって、それでも一度モニタリングをしてフィードバックをするというのが一番現実的なやり方かとは思いますが。

ただ、それにしましても制限水位を上げることが必要になりますので、操作規則の問題がひっかかってくると。では、それを変えるルールというのがあるのかということ、それは今までと同じような枠組みでは難しいということで、さまざまな枠組みを考える必要があると。それについては、幾つか案を提示するということは可能ではないかということです。

江頭委員

今、西野さんがおっしゃったことでほぼ大体まとまっているのではないのでしょうかね。ただ、もう一つ弾力的に対応しないといかんののは気候変動の問題で、やはり弾力性を持たせるような格好ですね、そういうことを考えておかないといけないのではないかというふうに思いますけど。

中村部会長

これから作業を、最終的にこの1週間か10日ぐらいの間に書き込んでいくときに今のようなどころまでは大体見えてきたと。ただもう一つ、千代延委員からも出ていますしいろんなところからも出ていますけれども、大川の維持水量をカットしようと思ったらできるのではないかとということで、水位の問題が非常に密接に関係すると。そうすると、一つは治水がどれぐらい我慢できるかということと、それから治水に付随する流下能力の問題だとか事前放流というような対応でどれぐらい確保できるかと。それから、利水側は一定の我慢をしてどれぐらい対応できるかということで、ある程度その制限水位を一定のレベルに上げて、ほんの30年程度にこれが起こったわけですから、その琵琶湖の歴史的な自然システムという資産を守るという大きな課題に向けていくためにはそれぞれが一定の我慢をした上でなるべくそういうふうに努力すると。そのときにこういう可能性があ

るのではないかと。これについては、河川整備計画としての原案が出ていない以上、方向性として最終的な引き継ぎの方針の中に盛り込むけれども今回はそれが限度ではないかというのが結論のような気がするのですけれども、そういう理解でよろしいですか。

金盛委員はちょっとその辺は書き込めないのではないかというようなご意見もあったのですけれども、今のような理解でよろしいでしょうかね。

江頭委員

江頭です。多分今のやつは、金盛委員がおっしゃった、いわゆる全体計画がどうなるかわからないのに細かい議論はできないということなのですから、今、西野さんがおっしゃったことも、中村部会長がおっしゃったことも、私が申したこともやはり条件つきなわけですよ。だからそれで仕方ないのではないのでしょうか。

中村部会長

高田委員、よろしくお願いします。

高田委員

最近、淀川のワンドで1個干し上げて魚の調査をして、新聞に出ていましたけど、ひどい状態です。今の琵琶湖もひょっとしたらあれの二の舞になりそうな状況で、非常に危機的な状態だと思っているんです。

それで、特に治水でいつも話題に出てくるのは明治29年ですか、そういうとんでもない雨が降ったわけですが、今確かに全国でそういう、その地域始まって以来みたいな雨がいっぱい降っているわけです。それをそのまま計画高水量にして整備するというのは到底できない状態になってしまっているように思います。

私が思うのは、琵琶湖もかつてそういうとんでもない雨が降ったこともあるのですが、非常に極めてまれな雨。例えば猪名川でも既往最大というのはしばらく置いておいてという話になったんですが、このとんでもないような雨の再来性というのはよくわかりません。本当にそれがとんでもない確率、非常に小さい確率で来るかどうかかわからないです。ただ、そういう何年確率の治水というのはいわば保険みたいなものだと思います。既往最大で、普通の統計上考えられないような大きなものに常におびえて大事なことを忘れていくということにならないようにしてほしいなと私は思っているんです。

中村部会長

金盛委員、よろしいですか。

金盛委員

今、江頭先生がおっしゃったことに最終的にはなろうかと思えますけど、私が申し上げたかったのは、琵琶湖の水位を1m40にしてもその基本方針のいかんによっては変わるかもわからないのでね。

それから、今出ましたけど、明治29年の雨もやはり県としては考慮に入れてほしいというご意見が出ておるわけです。そうすると、これはやっぱり1回降った雨ですから、考慮に置くのか置かないのか、このこともひっくるめてこれから議論することになっているんですね。そのような状況ですから、いずれにしても、基本方針が出ていない間は水位の問題なんかには入っていけないように思います。今の計画で議論するのなら今出ているようなことで結構です。そういう前提での議論ならそれはそれでできると思います。しかし、それにしても、やはり下流に狭窄部があって天ヶ瀬ダムがあって宇治川の問題がある、そういうときにそれはセットで考えていく必要がある

しかし、問題はそういうことではなくて、この問題の議論は、基本方針が出てからすべてがスタートするところを、そういうところまで今踏み込んで作業がされています。それはそれで、前提つきだと断られたらそれはそれでやむを得ないかなとは思っていますけど。

中村部会長

では、ということで。はい、寺川委員。

寺川委員

寺川です。今の金盛委員のご発言については、ちょっと我々と認識が違うのかなと思うんですが。というのは、これも最初から基本方針がない中で整備計画の議論をしてきたというのは事実なんですよね。それは当時の河川管理者の方からそういった要請で、整備計画を先行させることで、住民の声とか有識者のいろんな声を十分聞いて整備計画をつくり上げていくと。むしろそれを基本計画に反映するのだというような形で議論をしてきた経緯があったと思いますので。それはやはり、この6年間頑張って議論し蓄積してきたことはここに来て大事にしておかないといけないという点では、時間はありませんけれども可能な限り、今の時点で次に引き継げるような項目あるいは今出せる意見については整理しておきたいというふうに、それは当然また基本計画には反映していただきたいというふうに思いますが。

中村部会長

そうしましたら、9日、11日と若干時間があるのですけれども、治水をめぐる現状の記述がきちっとできていないということが全体を通して1つあるので、これについてはぜひ治水関係の方にお願ひして、できる範囲で、どういうふうに現状を理解して今あった議論にうまくかみ合うように最

終的な報告書の中に盛り込んでいくかということ而努力目標とするということと、もう1つは、今ここであった議論については多分11日の委員会ぐらいまでにはまとまるという考えでよろしいですかね。はい、西野委員。

西野委員

今の議論を聞いていて思いますのは、現実と乖離した議論なんですね。現実には、計画高水位は+1.4です。しかし、30cmを越えると一部浸水するわけです。30cmを越えると農地の浸水、+60で家屋の浸水被害が発生すると。それは何でかといったら、もともといつも浸水していたところに堤防ができてもう安心だというのでそこに人が住んでしまったからそういう被害が起こっているわけです。その問題をどうするのかというのは全然議論していないわけですよ。琵琶湖の場合は一応1.4と決めているわけですね。確かに下流の問題はこれから決められるのかもしれないですけど、現実的にそれをどうするのかという問題はぜひご意見をいただきたいと思います。

中村部会長

今本委員、よろしくお願いします。

今本委員長

ちょっと治水について、思い出してほしい。この委員会は計画というものを固定してやるのではない、いかなる大洪水をも対象にしようというのがこの委員会の治水なんですよ。今は全くクラシクな治水論に陥っています。我々は、いかなる大洪水にも対応できるようにしようということで、基本方針がなかろうと、整備計画が示されまいと議論できるということで議論してきたわけです。

今現実には具体的な規模を対象にして計画を立てられる。そのことについては河川管理者がこれからつくられて示されるので、これはプロがつくることですから、治水に関して私はそれほど心配していないんです。

だけど、この委員会がやるのは、まさに今、西野さんが言われたように治水とは何かということなんです。+0.3までだったら無害だからそこまではよろしい、0.6になったら若干被害が出るからそうならって困ると言っていたのでは治水はできない。治水観を変えようということがこの委員会の出発点だったはずですよ。具体的なそういう計画と、これまでと考え方が違うものですかから慣れないかもわかりませんが、そのことをすぐ忘れてられるような気がして非常に残念です。

先ほどからの議論を聞いていまして、例えば操作規則というのがある。この操作規則のもとで、運用で対応できることと規則そのものを変えないとできないこととがあるわけですね。非洪水期に+0.3以下にすればいいというのは、これは運用でできるのですけども、出水期に-0.2のときある

いは - 0.3のときそれより上にしろというのは、これは規則を変えない限りできないですよ。やれと言ったって、きっと河川管理者はしてくれません。それをしたらいけないわけですから。ですから私は、この委員会でやるのは、こういうふうにして変えた方がいいですよという提案をするところまであって、こうなさいというのは非常に難しいと思う。

それからもう1つ、大川のことに関して言えば、この委員会として非常につらいなと思うのは、個人がいろんなことを言われるのは個人の問題でいいんです。ところが、委員会としてやる場合には確固たる、どういいますか証明と言いますか、思いつきではいかんのですよ。委員会は思いつきでは言えません。そうすると、何かを提案しようと思うとよほどの信念を持って、もし間違っていたら腹を切るぞというぐらいの気持ちを持って提案していかないといけない。ですから、軽々しくああしようこうしようと、これは議論の中ではもちろん出してもらわないといけないんですけど、ちょっとそここのところは、最終的な方向というのは、委員会としては慎重でないといけないなと思っていますので、よろしくをお願いします。

中村部会長

今の水位ワーキングの琵琶湖の治水全体にかかわる部分が全体にかかわるにもかかわらず非常に書けていないということがあるので、これについてはもう少し書き込んでいただくことでよろしいでしょうか。

では、そういうことと、また実際の整備計画の枠組みを越えたところで課題なり方向性を示すという形で最終的な方向性ができるということでもよろしいでしょうか。

次に、利水のところで先ほどちょっと荻野委員からご紹介があったことなんですが、これも琵琶湖あるいは水位ワーキングにかかわるところで確認をしようと思うんです。1つは異常渇水時の淀川における緊急水の補給。今の話ですよ。今の大川の話を含めて緊急水補給に必要な琵琶湖の水位ということがあるわけですが、この利水・水需要管理部会の報告書にこういう記述があるんです。これを水位の方でそのまま反映するというでもよろしいかどうかということをお伺いしたいんですが。

近年の少雨化傾向をシミュレーションによって利水安全度の低下に結びつけて、これを河川行政に反映したいという考えがあると。淀川下流域の渇水シミュレーションは、現在の利水状況を固定して需要量とし、供給量は実績流入量を用いて需給バランスを琵琶湖水位に換算して評価している。今、利水・水需要部会の報告書の中の一部を読んでいるのですが、琵琶湖水位が - 150cmに達した時点で渇水と呼んで、過去の渇水年をカウントして渇水頻度を求めている。しかし、取水量や計算条件に難点があり、予測モデルように実績に合わせるように同定するのではなく、

政策誘導や政策決定に用いるための1つの根拠とするために作成されたものであると。条件のとり方や年のとり方により利水安全度の数値は変わるので、シミュレーション結果を政策決定、行政判断に利用するにはよほど慎重に行わなければならないとし、それだけ説明責任を果たし透明性の確保に努めなければならないという記述が1つございます。

それから、もう1つ同じ報告書の中なんですが、琵琶湖開発事業で計画された利水量 $40\text{m}^3/\text{s}$ と-150cmの関係なんですが、-2mまでの容量が補償対策水位として与えられていると解釈されると。したがって、丹生ダムにおける異常湧水時の緊急水の確保は、この瀬田川洗堰操作規則19条に照らしてみてもほとんど意味のない計画と言えるということです。

この2点に関しては、利水・水需要部会の方で一定の主張をしていると。水位に対しても水利用、利水・水需要の方から一定主張しているということは、これは反映する必要があるのかなと。琵琶湖部会でもそういう認識に立つのがいいのかなと思うのですが、このあたり記述の背景の反映の仕方というのですか、引き継ぎ事項として反映の仕方、もしうまくご説明できるようでしたらしていただきたいのですけれども。

荻野委員

荻野です。今読んでいただいた部分は、この水需要管理に向けての1207版なんですが、かなり時間を費やして少雨化傾向による利水安全度の低下のディスカッションを河川管理者とやりました。そのときに、一番元になるのが湧水シミュレーションです。湧水シミュレーションが出されて、現在こういう利水安全度で昔の計画時点から比べるとこれだけ低下したのだという説明でありまして、その中身をディスカッションしたんですね。そのディスカッションの内容をそこに書いてあるのです。いろいろ意見をいただいて、やっぱりこのシミュレーションの考え方、あるいは形そのものが我々の思っているものとは相当かけ離れたものであるという結論で、結論的にはそこに書いてあるとおりでございます。

「政策誘導」という言葉を使ってあるわけですが、政策的に利水安全度が低下するということを前提に、そういうもの、根拠をつくっていかうという意図が河川管理者の方であって、それでは実際の状況を再現するシミュレーションという本来の形ではないなということです。それが前半の方ですね。

後半の方は、それでは異常湧水というのはどういうことを言うのだと。異常湧水時における緊急水の補給というのが丹生ダムの目的に加えられた、現在そこに残っているわけですね。それを琵琶湖において2cm確保するためには、 2000万m^3 の容量が必要で、その分だけ洪水に対する危険度が増すので丹生ダムで 2000万m^3 のポケットを確保しようと。そういう治水と異常湧水時の緊急水の

補給とを振り分け、振りかえをしているわけですね。

そこが1つ、それでいいのかどうかということは置いておいて、一方で、操作規則の中に非常湯水という言葉がありまして、異常湯水というのは1.5m下がったときに、大臣が知事と諮ってそこから先の琵琶湖の水の使い方をどうしようかということをつツプ会談で決めることです。行政の担当者に任せるのではなくて、つツプがそのやり方を決めようという文言がそこに書いてあるわけです。

それが昭和47年の取り決め、申し合わせでありまして、そんなことがバックグラウンドにあって、その非常湯水というのと異常湯水時の緊急水の補給というのはどういうふうに関連しているのですかということをつツプディスカッションした結果、異常湯水と非常湯水は同じ意味なんですというところまでお互いに納得ができて、それならば異常湯水1.5mから次に問題となってくるのは補償水位というのは2.0mというのがあるわけですね。2.0mまでの間の50cmがそれに対応するものではないのですかということです。いや、そうではなくて1.5mまで下がると大変なことなんです。だから、河川管理者としては1.5m以上は事実上、実際操作上は下げられないんだと。操作規則上はそうなっているし、申し合わせでは1.5mというふうなことが書いてあるという文言上のことと実操作上のこととは、大変な考え方に何かあるみたいだということが我々として認識できたわけです。

今度は、新たに丹生ダムのダム目的に異常湯水時の緊急水2 cm、2000万 m^3/s というものをわざわざ設ける大きさと - 1.5mから - 2.0mの大きさと比較すると、もうほとんど2 cmという意義がないのではないかと。それより、この1.5m下がったときの非常湯水ということの文言をもう一度アクティブにすることの方が、新たにダムをつくるよりは意味があるのではないかとということのディスカッション、そこまで来たんです。

最近、西野さんのチームのところではいろいろディスカッションして、ここ1カ月の話なんです、旧建設省が計算した利水の計算と滋賀県さんが計算した計算結果が書いてあって、滋賀県さんは1.5mで30 m^3/s という数値を提案されている。旧建設省の技術者が40 m^3/s で2.0mという計算を出されて、これとこれとはどう違うんだということで、結局滋賀県さんの主張と旧建設省さんの主張とが合わさった形で、1.5m、40 m^3/s とお互いにいいところばかりとって、それで政治的決着をつけたということが書いてあって、その後滋賀県あるいは大阪府からそれぞれ要望書のようなものが書かれ出されていると。

それに対して衆議院の委員会かどこかで河川局長がそれぞれについてシミュレーションも含めてコメントを出されているということが琵琶湖の開発事業誌の中に書いてあることがよくわかったので、そういうことも踏まえると丹生ダムに非常湯水時の緊急水2 cmというものを求めるよりは、や

っぱり非常満水時1.5mのところでは操作をうまくやった方がはるかに納得できるし、新たな環境破壊あるいは問題を起こすことを考えるといいのではないですかと、我々結論を出して、このことはもう一回議論してほしいと。利水のところでも結論が出ていませんし、水位ワーキングのところでもそれはそうだというふうには納得していただけていないので、琵琶湖部会でもこれはディスカッションしてもらいたいと、引き継ぎ事項の中に入れてくださいというふうに書いたものです。というバックグラウンドです。

中村部会長

いずれにしても先ほどの治水の議論と非常に似通ったところがあって、こういうふうにはできるはずではないかというところの論理的な枠組みについては相当突っ込んできた。ただそれを実際の計画に当てはめる、あるいは計画としてつくり上げていく上での具体的な課題というのは河川管理者側が対応していかないといけないわけですので、新たな委員会の中でもそれを引き継いでいくというような記述が必要であるということで、利水の部分はその2点が大きく残るのかなという気がします。

最後に環境なんですけれども、先ほどの議論で要するに治水とは何か、利水とは何か、もう1つは環境とは何かというところがありまして、殊に琵琶湖に関しては、やっぱり原点は琵琶湖がかけがえのない自然のシステムであって、望むらくはなるべく状態を維持していくという環境資源価値に非常に重きを置いた計画のあり方というのは望まれるのではないかと。そういう意味でいくと、やはり治水、利水に一定の譲歩をしていただいて環境、特に琵琶湖に与える長期的な影響の可能性をなるべく低めるような取り組みが重要ではないかというのが第1点ですね。それはかなり大きな水位の問題あるいはダムの問題に影響を及ぼすということが1点なんです。

もう1点はコイ科魚類なんですけど、コイ科魚類の産卵、生息環境をどういうふうには維持していくかということが今の水位の環境部分のメインのテーマであるんです。これは何も漁業資源としてのコイ科魚類の生息環境ということをはっきり言っているわけではなくて、同じように環境資源価値としての琵琶湖の本来ある姿を反映するためには、殊にコイ科魚類の産卵のための生息環境はということで、非常に重きを置いた議論になっている。それで、制限水位の上方への修正というのは非常に重要なことになっているというふうには理解しているのですけれども、そういう2点、環境サイドから視点が出ているというふうには理解するんですけど、そのあたりどうでしょうか。

西野委員

それで結構なんですけど、さらにやはり追加しないとけないことは、水陸移行帯の回復、復元ということで1つは水位操作の問題があるんですけど、現実に湖岸堤とかが建設されていて、

例えばコイ科魚類が産卵に上がれないという状況が現実にあります。それをどのように解消していくかということで、今琵琶湖河川事務所さんでやっておられる取り組みとしては、琵琶湖と田んぼを結ぶ取り組みとか、あるいは湖岸の微地形、要するに地盤高ですね。例えば、水位が下がるとクローズしてしまうような地形のところを少し掘って琵琶湖とつなげるとか、そういう水陸移行帯の生物に配慮した地形の改変と。人為的な改変ですけれども、それはあくまで生物の生態を十分モニタリングしながらやれば、かなり効果があるということがわかってきているわけですね。それは今までにはなかった試みなわけです。それは今後ともぜひ続けていっていただきたいというふうに思っています。

ただ、水位の操作規則をそのまま微地形だけを改変するというので、どこまで回復あるいは復元、修復が可能かというところはかなり議論のあるところとして、例えばヨシ帯の形状をある程度改変すること魚類の範植環境を改善するということはかなりあったことはわかったわけですが、琵琶湖の湖岸線を全部合わせますと総延長が220kmになります。そのうち落として十分確認できるヨシ帯が直線距離で大体40kmになります。それだけを全部手をつけられるかという問題と、どこに手をつけてどこに手をつけずここは守るとか、そういうそれぞれの地域特性に応じた修復手法の確立、そういうのは今後水位の問題とは別にやっていかなければいけないと。

それから、湖岸堤を今後どうするかということで、もちろんつぶしてしまったら今度は洪水が起こったりしますので、湖岸堤があるという前提の中でどのように、特に魚類、生物の移動経路を確保するかというところは、今後ぜひさらに取り組んでいく必要がある課題だというふうに思います。

中村部会長

今の大体3つ挙がったんですが、1つは琵琶湖に与える予防原則の話が非常に重要であると。そういうことを重々踏まえた上で整備計画をするということになると、それは水位操作あるいはダムの問題が大きな判断材料になってくるということは、これは一致して理解してきているということと、2番目はコイ科魚類の生息環境の話が漁業資源ということだけではなくて、広く環境資源としての本来あるべき姿の琵琶湖というものをつくる意味での大きな意味があって、それが治水・利水に一定の譲歩を要求していると。それから、3つ目が今の西野さんの話なんですが、このあたり環境の先生方、いや、それはおかしいとか、さらにこういうことがあるのではないかというようなことはあれば、ご紹介いただきたいんですけど。

角野先生、よろしく申し上げます。

角野委員

角野です。限られた時間の中での議論でしたから、やはり話は具体的な事業に関することになると思うのですが、今までこの委員会で議論されてきたことといいますと、例えばコイ科魚類の産卵と水位操作の問題ですとか、あるいは自然再生をめぐる個々の事業の是非とかに限定されがちだったと思います。その中で、琵琶湖全体を一つの生態系として見るという視点が欠けていたのではないかと感じます。

琵琶湖ではいろんな変化が起こっていると思うんですね。北湖の湖底で起こっている変化などは話題になりましたけれども、南湖でも起こっています。生態系というのは生き物ですから、やはり大きな変化が起こっている。だから、下手をすると木を見て森を見ずということになりかねないわけです。

ですから、これから環境の議論をするときには、琵琶湖全体を1つの生態系として見て、一体琵琶湖でどんな変化が起こっているのか、何が起こっているのかといったことを常に念頭に置きながら個々の問題を議論していくといった視点もぜひ持っていただきたいと。次期委員会にはお願いしたいと思います。以上です。

中村部会長

はい、簡単をお願いします。

西野委員

もう1つ、三田村委員から琵琶湖を水系として議論をするということで、水位につきましては琵琶湖も淀川も扱ったわけですけど、淀川の方は十分議論できなかったんですけど、1つ思いましたことは、例えば外来種対策につきましても淀川でもそこそこやられていて、琵琶湖でもそこそこやられていると。琵琶湖、特に淀川の下流なんかは余り水の流れがなくて湿地的な環境がたくさんある。琵琶湖でも内湖とか沿岸部はかなり、ヨシ帯なんかはまさに湿地なわけです。

そうすると、かなり共通するような話というのがあるわけです。ですから、外来種対策とか、それからコイ科魚類の水位の問題で、試験的に淀川河川事務所さんの方で水位を上げたら魚のはたく回数がふえたとかというようなデータも出ていますので、そのお互いに情報交換ですね。淀川と琵琶湖で生物についてはかなり共通するものがたくさんあります。原野の植物ですね。いわゆる氾濫原に生息する植物なんかも琵琶湖と淀川でかなり共通しておりますので、そういう形で琵琶湖と淀川で情報交換ができるような仕組みというのをつくっていく必要があるかなと思っています。

中村部会長

それでは、一応方針の確認なんですけれども、きょうご議論いただいたことも含めて、できたら

治水も、水需要の方は大体そのまま、報告書を引用するという形でやっていくということで、9日向けに琵琶湖部会と水位とが合わさったような論点整理と課題というようなものに取りまとめて皆さんの方に配付すると。きょうのご議論をなるべく最大に反映すると。さらに、それを委員会の方に11日の段階で提示して、そこで最終的な取りまとめの方針を確認して、引き続き作業が出てきたらその後作業を継続するということがよろしいでしょうか。

はい、江頭委員、よろしくお願いします。

江頭委員

それで結構だと思うんですけどね。冠として、先ほど中村委員が最初におっしゃった環境の非可逆性の問題、要するに治水・利水・環境もひっくるめて何かやっぱり冠が1つ。今さら申し上げるのは恐縮なんですけれども、この流域委員会の最も重視してきたことというのは、自然のシステムに学んで、それを尊重した流域づくり、川づくりをするというようなことが視点にあるわけですね。ですから、そういうものは全体として冠として入っているようなことにさせていただきたいと思っています。

中村部会長

はい、わかりました。それはそういうことで作業をさせていただくと。

〔一般傍聴者からの意見聴取〕

中村部会長

それでは、一応委員会の審議はここで終わらせていただいて、事務局にお戻ししてもよろしいですかね。一般傍聴者からの意見聴取ということでお願いしたいと思うのですが、会場からご意見。

はい、1番目、2番目ということでよろしくお願いします。

傍聴者（藪田）

「宇治・世界遺産を守る会」の藪田と申します。きょうの議論を聞いていて、私は委員の方は、この間やってこられた淀川水系流域委員会について自信と確信をやっぱり持ってほしいと思うんですね。

淀川水系流域委員会というのは、地方の霞ヶ関に対する挑戦だと私は思うんです。国民と政府とか地方と政府とかいろんなパターンがあるのですけれども、国土交通省の中でも地方から霞ヶ関に対する挑戦ではなかったのかというぐあいに私は見えています。それは寺川委員が発言されたように、基本方針がない中でも整備計画を議論しよう、あるいはそれ以前の議論をしようということで積み上げてきたのは非常に大事なことだと思うんですね。

方針というのは霞ヶ関に任せておいたらいいという思考は、私は今の時代はもうやめないといい

ないというぐあいに思っています。河川法に基づく治水・利水・環境の保全、それから地元意見の反映ということは、やっぱりこの淀川水系流域委員会方式じゃなかったらできないのではないかと。そういう点からいけば、金盛委員も言われたんですけど、むしろ地方から中央に意見を反映させるという方向が必要だと。また関係者は、その努力をすべきだというぐあいに思うんですね。

それでもう1点は、琵琶湖治水をいつも聞いていて思うのですけれども、もともと琵琶湖の治水計画自体に矛盾があると思うんですね。計画高水位が1.4m、それ以下でも浸水する。だから、浸水は起こるべくして起こっているというぐあいに見たらいいと思うんですね。琵琶湖総合開発事業が行われて数兆円のお金が使われたのですが、その計画どおりに浸水するところはしていると、こういうように見るべきだと思います。その点で、この間も言っていましたように、琵琶湖総合開発事業に基づいた治水計画、利水計画の評価、総括をすべきだと。その中から対策の方向が出てくるのではないかとこのぐあいに私は思っています。

それで西野委員が60cmを超えたら家屋は浸水する、どうするのかという問いかけがあったんですけど、現実にこれはげたを履かしたらいいんです。西ノ湖に調査に行ったら、かつて浸水した数戸の横に次に建てた家屋は80cmのげたを履かしています。そういうことで、これは言ってみれば、流域委員会自体が土地利用の誘導を提言されていますから、そういう方向で具体化していけば済む話ではないかと私は考えています。

そういう点で、ちょっと繰り返しになりますけど、もっと今までやってこられたことに自信を持って、意気高くやってほしいなというぐあいに思います。

中村部会長

はい、ありがとうございました。はい、真ん中方、よろしくお願いします。

傍聴者（酒井）

桂川流域住民の酒井です。最初に申し上げたとおり、今日の議論をお聞きしていてこの場に及んで虚しい議論をされています。

1月末で男淀川流域委員会は皆さん終わりなんです。今本委員長がいみじくも言われました、遺言を残そうと、いろんな意味を含めての発言だと受け止めています。今日は琵琶湖部会、あとそれぞれ部会があります。むなしい部会を開ても、それこそ血税のむだだと思います。もう委員会だけやったらいいんじゃないですか、と思います。今までも何回もいっておりますが、きょうこの会議の中でも発言をされない委員は、一体何を考えておられるのかと思います。こういう言い方はきついです、あえていいです。河川管理者、特にそうです。何のためにここにおられるんですか。しゃあないし、おろかというようなことでは、河川管理者、国家公務員としての仕事をなさってな

い。一言ぐらい発言をなさって議論に参加して下さい。

地域住民にかわって発言します。少し長くなりますが、この間の動き、昨年最後のワーキング、内部の会議が12月25日にありましたね。その中での議論をなぜ委員長や委員から、出されないのか、資料として出されないのか。近畿地整から今後流域委員会をどうするかということが出されているわけでしょう。新聞報道もされています。なぜ、こういうのは議論をするのは、内部の話だということになるんでしょうかね。

平成19年1月12日に社会資本整備審議会河川分科会河川整備基本方針検討小委員会が開催されます。この時期に小委員会の近藤委員長は一体何を企てられているのか、国土交通省、大臣ないしそれを動かす官僚、水資源機構や関係者は一体何を画策しているのでしょうか。

地域住民とともに真剣に議論してこの6年間これだけの血税を使ってやってきたわけでしょう。住民とともに任期最後の答申書を取りまとめている最中に、そういうやり方をされて、今後の淀川水系流域委員会をどうするかということについて、いろいろと関係者の皆さん心配なさってますよ。滋賀県だけじゃないですよ。他の府県も同様です。

こういうことについてなぜお怒りにならんのか、自分らがやってきた仕事が一括どういうことだったんだということをです。委員の中には現役の学者もおられます、他の専門家もおられますし、河川管理者も含めて身の処し方もあるでしょう。それが住民にはよくわからないんですよ。この事実、意見をしっかり次の部会にも出して下さい。もう少し時間を下さい。今これからこの場に残って、河川管理者は帰っていただいて内部だけで議論をやったらどうですか。

これから明らかにこういうことについての抗議が流域委員会に対しても、特に近畿地方整備局に対して全国からいろいろな意見がいろんな形で寄せられてくると思います。それについて布村局長がそれぞれの委員会、部会に出席して、しっかり住民に説明すべきです。以上です。

中村部会長

はい、ありがとうございました。

〔その他〕

中村部会長

では最後、その他になるんですが、委員会の今後のスケジュールで具体的に委員会いついつという話もあるのですけれども、その前に河川管理者から引き継ぎのプロセスとしてレビュー委員会を立ち上げ、新年度から新しい形でスタートするというようなご意向が示されましたけれども、その点に関して部会としてはその話を現時点で河川管理者がご報告できるレベルでご紹介いただけたらというふうに思いますけど、よろしくお願いします。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 神矢）

神矢です。今、部会長からお話がありました現時点で河川調査官として考えていることをご説明申し上げます。

基本的には、まずこれも従前、前回の委員会のお話した内容になってしまうかと思いますが、基本的にその透明性ですとか客観性ですとか住民参加、そういったことについて推進したいということは、基本的な姿勢として変更するわけではございません。これをまず最初に申し上げておきたいと思えます。

部会長のおっしゃいました今回、流域委員会のこれまで過去6年間行ってきた中身についてのいわゆるレビューを行うことを考えておまして、もう少し申しますと、流域委員会の中の委員の方の一部と、それから自治体の首長の方、それから第三者の方、そこにまた河川管理者も加わって、このレビューをできれば年度内をめどに行いたいと考えております。このレビューを踏まえた形で河川管理者としては、今後のいわゆる第3次という形になるのでしょうか、第3次の流域委員会について進め方、こういったことを含めて、意見聴取全体の進め方といったことを決めていきたいと、そういうふうに考えております。

こういったことをできるだけ早く行わなければなりませんけれども、行った後に委員の公募ですとかといったような次の委員会に向けての準備作業に入っていきたいというふうに考えております。もちろん、きょうも議論がございましたけれども、これまでの流域委員会の議論ですとか成果、そういったことの継承がきちんとなされるように委員会の方々に対してレビューの内容、そういったことはきちんとお伝えしていく所存ですし、また委員会の方々からのご意見をいただければと思っております。

現時点では、まだその程度しか固まっておりませんが、またこれもどんどん詰めていって中身の濃いものにしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

中村部会長

ということです。あとは事務局の方で、今後のスケジュールで何か報告がありましたら、よろしく願いします。

庶務（日本能率協会総研 近藤）

最後の資料、その他資料というのがございますが、日付順のスケジュールを載せさせていただいております。来週の月曜日にコープ・イン京都におきまして、残る3つの部会、淀川部会、木津川上流部会、猪名川部会、これを開催する予定でございます。

それから真ん中辺でございますが、第55回の委員会を1月11日にみやこめっせで開催予定でございます。

それから、同じくみやこめっせにおきまして1月15日、第11回のダムワーキングの検討会を行いたいと思っております。

最後の行でございますが、第56回の委員会を1月30日、大阪市の中央公会堂にて開催する予定でございます。以上です。

中村部会長

きょうの議事次第は一応これですべて終わりましたが、委員の方で何かこの際にとということがございましたら。

高田委員、よろしく申し上げます。

高田委員

今の予定表で、1月8日は10時から事前の何か打ち合わせ会があるというのがメールで来てたんですけど、違いましたか。

庶務（日本能率協会総研 近藤）

はい、事前会議に出させていただき委員の方にはメールを送らせていただいております。

中村部会長

では、そういうことでよろしく申し上げます。

琵琶湖部会が今期の委員会ではきょうが最後ということで、一般聴取の方々、関係者の方々、多大な協力をいただきまして今回終えるということになりました。大変有益なご示唆、きょうのお2人のご意見も含めていただきまして大変ありがとうございました。これから次の発展を願いまして、この部会を終えたいと思います。

どうもありがとうございました。

庶務（日本能率協会総研 近藤）

これをもちまして第38回琵琶湖部会を閉会いたします。ありがとうございました。

〔午後 5時 4分 閉会〕

議事録承認について

第74回運営会議（2006/8/31 開催）にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

- 1．議事録（案）完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する（確認期間 7日間）。
- 2．確認期限3日前に庶務より期限のお知らせ連絡を行う。
- 3．その際、確認期限を経過した時点で、発言確認がとれていない委員に確定することをお伝えし、お名前を議事録に明記したうえで、確定とする。